

伊万里市男女協働参画を推進する条例逐条解説

(前文)

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際的協調の下に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

伊万里市においても、平成10年に女性行動計画（あなたとわたしのきらめきプラン）を策定し、平成13年には男女共同参画都市を宣言するなど、性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせるまちを目指し、様々な取組を進めてきましたが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習等が根強く残っており、さらなる継続的な取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、伊万里市では、男女がそれぞれの個性と能力を發揮し、相互に補完し合いながら対等の立場で協力していくこと、市民と行政との協働により地域社会をつくり上げていくことへの思いを込めて「男女協働参画」を掲げ、一人一人が自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画し責任を分かち合う社会、そして、互いの違いや多様な生き方を認め尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、この条例を制定します。

1 趣旨

前文は、条例を制定するに至った経緯や目指す方向を示し、推進の決意を表明している。

2 解説

前文では、これまで本市において、男女協働参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった性別による固定的な役割分担意識や、地域における性差のある出不足金の問題など、男女協働参画の推進を阻害する課題が残っているため、誰もが生きやすい社会をつくり次代を担う子どもたちに引き継ぐことを目指し、更なる継続的な取組の必要性を示している。

また、国や県では「男女共同参画社会基本法」のように「共同」を使用しているが、伊万里市では、男女がそれぞれの個性と能力を發揮し、相互に補完し合いながら対等の立場で協力していくこと、市民と行政が手を取り合ってつくり上げる地域社会を目指すことへの思いを込め、「男女協働参画」と表現している。

なお、市民に親しみやすいものとする観点から、前文に限り敬体（ですます体）にしている。

(目的)

第1条 この条例は、男女協働参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女協働参画の推進に関する基本的施策等を定めることにより、男女協働参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女協働参画社会の実現に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

2 解説

男女協働参画を推進するにあたり、市、市民、事業者、地域活動団体、教育に携わる者が、この条例を拠りどころとして、基本理念やそれぞれの責務を認識し、総合的かつ計画的に取り組を進めることにより、男女協働参画社会の実現に寄与することを示している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女協働参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む個人、団体又は法人をいう。
- (5) 地域活動団体 市内において地域社会の維持及び形成に資する活動を行う自治会、ボランティア団体、民間非営利組織その他の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (7) 市民等 市民、事業者、地域活動団体及び教育に携わる者をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はこれらの関係にあった者に対して行われる身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものである。

2 解説

- (1) 第1号の「男女協働参画」とは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第2条第1号での定義を基に定めている。
男女が、対等な構成員として、性別にとらわれることなく、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野に参画することができ、一人ひとりの個性と能力を十分に發揮し、それによって政治的、経済的、社会的及び文化的に利益や喜びを分かち合い、同時に責任をも分かち合うことをいう。「参画」は、単に参加するだけでなく、より積極的に政策・方針の決定、企画立案の過程に加わることをいう。
- (2) 第2号の「積極的改善措置」とは、いわゆる「ポジティブ・アクション」のことで、基本法第2条第2号での定義に準じ、家庭、学校、職場、地域などあらゆる

分野における男女間の格差を改善するため、暫定的に必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することをいい、これにより男女が対等な構成員として、自らの意志によって活動に参画することについて、実質的な機会の平等を保障しようというものである。

なお、女子差別撤廃条約（昭和60年条約第7号）第4条では、暫定的な特別の対策は差別にならないと定められている。

- (3) 第5号の「地域活動団体」とは、自治会をはじめ、PTAやまちづくり団体などの団体も含まれる。
- (4) 第6号の「教育に携わる者」とは、広く一般に教育する立場にある者のことであり、家庭教育は個々の家庭で行われる教育を、学校教育は公立及び私立学校で行われる教育を、社会教育は主として青年及び成人に対して行われる組織的な教育を、その他のあらゆる分野の教育は保育所や留守家庭児童クラブなどで行われるものも含まれる。
- (5) 第8号の「ドメスティック・バイオレンス」について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配暴法」という。）においては、配偶者（事実婚を含む）及び元配偶者からの暴力（同棲している交際相手からの暴力も準用される）と定められているが、本条例においては配暴法の対象になっていない交際相手を含み、幅広く定義している。
- (6) 第9号の「セクシュアル・ハラスメント」とは、加害者の思いと関係なく、受け手側に不快で歓迎されない性的言動のことであり、雇用の分野における男女の対等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条で雇用管理上の措置として規定されているが、本条例では職場に限らず、家庭、学校、地域などあらゆる場に起こりうることとして定めている。

男女共同参画社会基本法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

第四条 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

○生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(基本理念)

第3条 男女協働参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女が、性別に起因する差別的な取扱い及び暴力を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意志と責任により多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の決定過程に参画する機会が確保され、共に社会的責任を分かち合うこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活（以下「家庭生活」という。）における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 男女が、妊娠、出産その他の性及び生殖に関し、理解を深め、尊重し合うとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、身体上の性別に違和感がある者及び先天的に身体上の性別が不明瞭である者の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (7) 男女協働参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。

1 趣旨

本条は、本市において男女協働参画を推進する上での基本理念を明らかにしたものである。

2 解説

基本理念は、基本法の基本理念を基に、市、市民、事業者、地域活動団体、教育に携わる者が、それぞれの責務を果たし、男女協働参画を進めていくための基本的な考え方を示している。ただし、基本法は5項目であるが、本条例では、それに加えて第5号の「性と生殖に関する健康と権利の尊重」及び第6号「性別に違和感がある人等への配慮」を定めている。

- (1) 第1号は、「男女の人権の尊重」について示している。

性別に起因する差別的取扱いや暴力をなくし、男女が、個人として尊重されることは、男女協働参画を推進するにあたっての根底となる理念であることから、基本理念の最初に掲げている。

- (2) 第2号は、「性別による固定的な役割分担意識の解消及び選択の自由」について示している。

男女が、性別に関わりなく、自らの意志で多様な生き方を選択できる社会は、男女協働参画社会の目指すべき姿である。

- (3) 第3号は、「政策及び方針決定過程への参画」について示している。
社会の構成員である男女が、市や地域などあらゆる分野で政策の決定や立案に参画する機会が確保されることは、男女が共に利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女協働参画社会の基盤となるものである。
- (4) 第4号は、「家庭生活における活動と他の活動の調和」について示している。
家事、育児、あるいは介護など家庭生活での活動の多くが女性によって担われている現状を踏まえ、社会のあらゆる分野で男女がともに参画していくため、家族同士の協力と責任の分担により、家庭生活と他の活動との両立が図られるようにすることは、男女協働参画社会の形成に当たっての前提である。
- (5) 第5号は、「性と生殖に関する健康と権利」について示している。
男女が、お互いの性について理解し合い、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう配慮されることが重要であり、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康について、自分で判断し決定できること、また、その意志が尊重されることが大切である。
- (6) 第6号は、「性別に違和感がある人等への配慮」について示している。
性同一性障害をはじめ性別に違和感がある人や、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（性分化疾患）など、男女いずれかの性別にはっきり分けることが難しい人の人権の尊重、また、その人達に対して配慮することである。
- (7) 第7号は、「国際的協調」について示している。
これまでの我が国の男女共同参画の推進は、国際社会における取組と連動して進められてきた。本市としても、国や県と歩調を合わせながら、情報収集や情報提供に努め、男女協働参画を推進する。

男女共同参画社会基本法 基本理念（第3条から第7条まで）

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

「身体上の性別に違和感がある者」について

心と体の性別が一致しない状態にある人のこと。

(例：生まれつきの体は女性、戸籍も女性だが、性自認(心の性別)は男性の場合など)一般的には「性同一性障害」という言葉がよく知られているが、以下の理由により、本条ではあえて使っていない。

①「性同一性障害」は医学的な診断名であり、医療機関で診断されていない人は含まれず、対象が限定されてしまう。身体上の性別に違和感がある人たちの全員が、必ずしも病院で診断や治療を望むわけではない。

②アメリカの精神医学会を発起点として、国内においては「性同一性障害」を「性別違和」に名称変更しようという動きがある。

以上の点から、「身体上の性別に違和感がある者」という言葉を使用している。

<参考>

2012年の電通による調査では、身体上の性別に違和感がある人の割合は4.1%である。

「先天的に身体上の性別が不明瞭である者」について

体の性について男女の性別がはっきりしない状態、「性分化疾患」の人のことである。

遺伝子の変異やホルモンの異常により、染色体や性腺、性器の性別が男女どちらかあいまいだったり、典型的な男女とは異なる発育状態となる疾患の総称。

発生は2000～4500人に1人の割合と言われている。

例として、子宮や膣はあるが卵巣ではなく精巣がある場合、精巣と卵巣の両方がある場合、生まれた時の外見上は男性だが第二次性徴時に女性的な特徴がでる場合など、様々な症状がある。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女協働参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女協働参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。

3 市は、男女協働参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。

1 趣旨

本条は、男女協働参画の推進のために、本市が行うべき責務について規定したものである。

2 解説

市とは、いわゆる市長部局その他行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）を含む組織の総体として用いている。

第1項は、基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けたもので、市は、男女協働参画を推進するため、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置（積極的改善措置）を含む施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務があることを示している。

第2項は、施策の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体、市民等と連携して取り組むべきことを明らかにしている。

第3項は、施策実施のために必要な推進体制を整えるとともに、予算案の作成や執行を含めた財政上の措置を講じることを示している。

(議会の責務)

第5条 議会は、意思決定機関として、基本理念に基づき、男女協働参画の推進に配慮しなければならない。

1 趣旨

本条は、意思決定機関として議会の役割が重要であることから、議会の責務について規定したものである。

2 解説

本来、議会は市の中に含まれるものであるが、意思決定機関として重要な役割を担うことから、男女協働参画の推進に配慮することを示している。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女協働参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、男女協働参画を推進する上で市民一人ひとりの役割が重要であることから、市民の責務について努力義務として規定したものである。

2 解説

第1項は、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面において、男女が互いに協力し合い暮らしていける社会環境を整えるためには、従来の制度や慣行に基づく性別による固定的な役割分担意識を改めるなど、市民一人ひとりの理解と取組が重要であることを示している。

第2項は、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民の積極的な参加及び協力を求めているものである。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その雇用する者が仕事と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように配慮し、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、雇用の分野における男女協働参画の取組を促すため、社会経済活動において重要な役割を果たしている事業者に対して、市民とは区別して責務を規定したものである。

2 解説

第1項は、男女協働参画社会の実現にあたって、職場において男女が平等に能力を發揮できる機会の確保や、男女を問わず、労働者が仕事と家庭生活の両立を図れるような職場環境の整備について配慮することを示している。

(地域活動団体の責務)

第8条 地域活動団体は、地域社会において重要な役割を有する存在であることから、その活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が対等に参画できる環境を整備し、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、地域などで主体的に活動を行っている団体が、地域社会において重要な役割を果たしていることから、市民とは区別して責務を規定したものである。

2 解説

第1項は、自治会をはじめとした地域社会における様々な団体において、未だ比較的男性が優位な団体もあるため（例：会合時に、男性のみで話し合い、女性はお茶出しや片付けを行う取り決めがあるなど）、男女が対等に参画できる環境づくりを進めることを示している。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、教育が男女協働参画の推進に重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、男女協働参画社会の実現のためには、教育及び学習の果たす役割が重要であることから、責務を規定したものである。

2 解説

第1項は、教育に携わる方が、基本理念についての十分な理解の下に、学校教育をはじめ社会教育などのあらゆる分野の教育活動を進めることを示している。

(権利侵害の禁止)

第10条 市民等は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、次に掲げる権利侵害を行ってはならない。

- (1) 性別に起因する差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因するあらゆる暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 妊娠、出産又は育児を理由とする不利益な取扱い

1 趣旨

本条は、男女協働参画社会の形成を阻害する重大な要因である、性別に起因する権利侵害の禁止を規定したものである。

2 解説

権利侵害行為は、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、人権を侵害するものである。本条例に罰則規定はないが、条例で定めることにより、性別に起因する権利侵害の防止への効果を期待しているものである。

また、権利侵害をする意図の有無にかかわらず、結果として権利侵害を行うあるいは容認することとなったものも含まれる。

第1項は、性別に起因する差別的取扱いの禁止を定めたものである。例としては、雇用の分野で、同一業務でありながら給与や昇進で男女差を設けたり、採用にあたって事実上性別による排除を行ったりすることや、地域において、区役等における出不足金の額に男女差を付けることがある。身体上の性別に違和感がある人や先天的に身体上の性別が不明瞭である人に対する権利侵害も含まれる。

第2項は、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因するあらゆる暴力を禁止したものである。この中には、ストーカー行為や性暴力、リベンジポルノなどが含まれる。

第4項は、妊娠、出産又は育児を理由とする不利益な取扱いを禁止したものである。例としては、働く場において、妊娠や出産を理由に解雇や契約打ち切りされるなどのマタニティ・ハラスメントや、育児のために各種制度を利用している人に対する嫌がらせなどが含まれる。

(公表する情報への配慮)

第11条 市民等は、公表する情報において、基本理念に反する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、公表する情報に関して、性別に起因する差別的取扱いやドメスティック・バイオレンス等の暴力行為を助長、連想させるような表現を、市民等が行わないように配慮を求めたものである。

2 解説

本条では、放送や印刷物、広告、インターネットの掲載情報など、公衆に表示する情報が人々の意識に重大な影響を及ぼすことがあることに基づいたものである。

例として、男女いずれかの性的側面のみを強調したり、暴力を無批判に取り扱った情報により、人権侵害や暴力を助長する恐れがある。このことから、情報の公表に当たっては、人権の尊重に配慮する必要があることを示している。

なお、憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、配慮として理解を求めている。

(基本計画の策定)

第12条 市長は、男女協働参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女協働参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、伊万里市男女協働参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、毎年、基本計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

1 趣旨

本条は、基本法第14条第3項に基づき、男女協働参画の推進を図るための基本計画を策定することを義務付けているものである。

2 解説

市長とは、具体的な措置を行う執行機関として用いている。

本市においては、平成25年3月に「男女協働参画基本計画・DV被害者支援基本計画あなたとわたしのきらめきプランⅢ」を策定しているが、今後、社会情勢の変化に合わせた内容の改定を行っていく。男女協働参画の推進は、市、市民、事業者、地域活動団体及び教育に携わる者が協働して取り組むべきものであるため、計画の改定を行う場合に、男

女協働参画審議会の意見を聴くことや、市民等の意見を反映することを規定し、市民の参画を推進していくことを示している。また、当計画の施策については、直接的に男女協働参画を推進する施策だけでなく、結果として推進につながるような施策も含まれる。

(政策及び方針の決定過程における男女協働参画)

第13条 市は、政策及び方針の決定過程における男女協働参画を積極的に推進するものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じ、男女の比率が一方に偏らないよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、審議会等の政策及び方針決定過程における男女協働参画の推進について、市が率先して取り組むことを規定したものである。

2 解説

市が設置している法律による附属機関等や市長の諮問機関その他の委員会、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の委員数の均衡を図ることを求めているものである。

伊万里市男女協働参画基本計画「あなたとわたしのきらめきプランⅢ」（平成25年度～29年度）では、成果目標として“審議会等女性委員の選任率40%”を目指している。

(調査研究及び情報収集)

第14条 市は、男女協働参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究及び情報収集を行うものとする。

1 趣旨

本条は、男女協働参画の推進に関して、市が行う調査研究について規定したものである。

2 解説

男女協働参画の推進に関する施策を効果的に実施するためには、国内外の動向、施策の実施状況や市民意識などについて市が的確に把握し、今後の施策に反映させていくことが重要なことから、調査研究を行うことを示している。

(啓発及び広報活動)

第 15 条 市は、男女協働参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、必要な啓発及び広報活動を行うものとする。

1 趣旨

本条は、男女協働参画の推進に関して、市が行う啓発及び広報活動について規定したものである。

2 解説

市民等と協働で男女協働参画を推進していくためには、男女協働参画に関する理解を深めるための情報の提供や啓発、広報活動を行うことが重要である。「広報活動」は、市の広報紙によるもののほか、チラシやポスター、ホームページへの掲載等を行うものである。

(家庭生活における活動と他の活動との調和)

第 16 条 市は、市民が性別にかかわらず、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、及び実現できるよう必要な環境の整備を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民が家庭生活と社会活動の調和を図れるよう、市が環境整備を行うことについて規定したものである。

2 解説

男女が共に社会のあらゆる場に参画するためには、男女が相互に協力していくとともに、家庭生活と社会活動（職場や地域など）のバランスが取れることが重要である。市の支援として、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事参画に関する意識啓発を進めるとともに、多様な保育サービスの整備、放課後児童対策や介護関連サービスの充実などによる環境整備を行うことを示している。

(防災の分野における取組等)

第 17 条 市は、防災（災害への対応を含む。）に関する施策において、男女協働参画の視点に立った取組を行うとともに、災害の現場において、男女協働参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、防災における取組や災害の現場においても、男女協働参画を推進していくことを規定したものである。

2 解説

阪神淡路大震災や東日本大震災の経験から、災害対応を含む防災の分野において、性別、年齢、障害の有無などあらゆる人のニーズの違いに配慮した取組が必要だという認識が広がっている。防災の分野における男女協働参画の推進は、国の第3次男女共同参画基本計画において重点分野の一つとして位置付けられ、また、東日本復興構想会議の「復興への提言」においても、「とりわけ男女共同参画の視点は忘れてはならない。」と提言されている重要な事項である。

災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちである、その背景には、防災対策に女性の視点が入っていないこと、防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられる。そのため本条では、施策段階から男女協働参画の視点を取り入れ課題等を抽出し、今後の防災における取組に活かしていくとともに、災害の現場（災害発生時の避難所等）における男女協働参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を講ずることを示している。

(教育及び学習の充実)

第18条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会において、男女協働参画に関する教育及び学習の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、男女協働参画の推進における教育の重要性を認識し、あらゆる教育の分野において、男女協働参画に関する教育及び学習の充実を図ることを規定したものである。

2 解説

家庭教育においては、幼児期からの男女平等教育を推進すること。学校教育においては、男女協働参画や人権などに関する教育を推進すること。職場においては、男女協働参画に関する権利や制度についての学習機会を提供すること。地域においては、生涯学習等を通じた男女協働参画に関する学習についての機会を提供することとし、市が必要な措置を講ずることを示している。

教育基本法においても、男女の平等については教育の目標の一つにうたわれている。

教育基本法

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一、二 (略)

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(市民等への支援)

第 19 条 市は、市民等が行う男女協働参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民、事業者、地域活動団体、教育に携わる者が行う男女協働参画の推進に関する活動に対して、市が支援を行うことを規定したものである。

2 解説

男女協働参画の推進には、市民等の理解と協力が必要である。そのため、市民等が取り組む男女協働参画の推進に関する活動への支援として、市は情報提供や研修会の開催などを実施し、その活動を促進することを示している。

(意見の申出)

第 20 条 市民等は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策又は男女協働参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市長に対し、意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じ伊万里市男女協働参画審議会の意見を聴いて、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の規定により処理するに当たっては、意見を申し出た者に係る情報の保護に配慮するものとする。

1 趣旨

本条は、市が実施する男女協働参画に関する施策等について、市民等が意見を申し出ることができることを規定したものである。

2 解説

男女協働参画の推進に関する施策又は男女協働参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民等から意見の申出があった場合、その内容を検討した上で、必要があれば第 21 条で定める男女協働参画審議会の意見を聴くことや、申出者の個人情報の保護について示している。

(相談の申出)

第 21 条 市民等は、性別に起因する差別的な取扱いその他の男女協働参画の推進を阻害する行為に関して、市長に対し、相談を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、相談を申し出た者に係る情報の保護に配慮するものとする。

1 趣旨

本条は、市が男女協働参画の推進を阻害する行為に関する相談を受け付けることを規定したものである。

2 解説

セクシュアル・ハラスメントや社会の制度、慣習等における性別に起因する差別的取扱いなど男女協働参画の推進を阻害する行為について、市民等からの相談を受け付け、関係機関と連携して対応をすること、申出者の個人情報の保護について示している。

(設置等)

第 22 条 次に掲げる事項を調査審議するため、伊万里市男女協働参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第 20 条第 1 項の規定による意見の申出に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女協働参画の推進に関する事項

2 審議会は、必要があると認めるときは、男女協働参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

1 趣旨

本条は、伊万里市男女協働参画審議会について規定したものである。

2 解説

本条で定める審議会は、第 11 条に定める基本計画の策定や第 19 条に定める市の施策等に対する意見申出への対応など、男女協働参画の推進に関する重要事項について意見を聴くための組織である。また、審議会において必要と認められるときは、市長に意見を述べるができることを示している。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦を受けた者
- (2) 男女協働参画に関し識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

1 趣旨

本条は、男女協働参画審議会の組織について規定したものである。

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

1 趣旨

本条は、男女協働参画審議会委員の任期について規定したものである。

(規則への委任)

第 25 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

1 趣旨

本条は、審議会の運営等に関して必要な事項を、規則で定めることを規定したものである。

(補則)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、男女協働参画の推進に関し必要な事項は、市長が定める。

1 趣旨

本条例の規定以外で、男女協働参画の推進に関し必要な事項について、市長が定めることを規定したものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 伊万里市報酬及び費用弁償条例(昭和 31 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題対策委員会委員の項の次に次のように加える

男女協働参画審議会委員

日額 5,220 円